

平成 24 年度第 7 回青森市子ども委員会議開催概要

- 1. 日時** 平成 24 年 7 月 8 日（日） 9 時 15 分～12 時 15 分
- 2. 場所** 青森市総合福祉センター2 階 集団指導室
- 3. 出席者** 平成 24 年度青森市子ども委員会議委員 20 名（欠席者 12 名）
子ども委員サポーター6 名
事務局 2 名
- 4. 活動内容** 子どもの権利条例関連事項をテーマ別に考える
- 5. 開催概要**

第 7 回会議は、子どもの権利条例に関連する内容のうち、3 つのテーマについて、子どもたちの視点から考えてもらい、その意見を発表する、という活動を行いました。

まず、1 つ目のテーマは「子どもの権利を普及させるためのアイデア」についてです。

このテーマについては、昨年度までの活動でも「子どもの権利条約」をテーマとしたワークショップの開催、リーフレットの作成・配布、子どもの権利を自分たちの言葉で表現した「子ども宣言文」の発表など、いろいろなことを行ってきましたが、今回、「子どもの権利条例」を制定するこのタイミングに、子どもにも大人にも、より一層広く普及させる方法を子ども委員の皆さんに考えてもらいました。



子ども委員が考えた意見内容

- ・ 道徳などの学校の授業で、インパクトのある方法で 1 ヶ月に 1 回程度紹介する。
- ・ 先生にも覚えてもらったうえで、授業参観で親子一緒に学習する。
- ・ 総合の時間などの学校の授業に取り入れる。
- ・ 学校の校内放送を使う。
- ・ 広告をつくって街中の掲示板や学校の目立つところ、市営バスの広告スペースなどに貼る。
- ・ テレビや映画で宣伝する。（CM など）
- ・ 新聞や市のホームページに掲載してもらおう。
- ・ 駅前など人がたくさん集まる場所でパンフレットを配る。（ポケットティッシュ化して）
- ・ ケータイやネットに広告をのせる。
- ・ ビールに貼る。
- ・ ファストフードのトレイにのっているお知らせ紙に、子どもの権利を掲載する。
- ・ マンガ化する。
- ・ 条例ができたときにイベントを実施する。
- ・ 図書館の青森のコーナーに冊子を置いてもらう。
- ・ JUMP チーム（少年非行防止サポートチーム）にねぶたを作ってもらおう。
- ・ ツイッターやフェイスブックでつぶやいて広める。
- ・ 市役所に横断幕を掲げる。

続いて、2つ目のテーマ「子どもの権利の日に行くこと」についてです。

現在、「子どもの権利条例」に盛り込もうと考えているものの1つに、子どもの権利を普及啓発するための一環として、青森市に「子どもの権利の日」というものを設けて、この日にふさわしい事業を行うことを検討しています。

この「子どもの権利の日」が設けられたときに、実際にどのようなことをすればいいか、また、どのようなことをしたいか、ということ子ども委員の皆さんに考えてもらいました。



子ども委員が考えた意見内容

- ・学校で権利に関する授業を行う。(授業参観など)
- ・楽しいことを織り交ぜながら授業時間を使って子どもの権利を知る。(コント、キャラクター募集、体をよく動かすような制作活動など)
- ・校則の一部を解除する。
- ・各学校でやりたいことを考えて実行する。
- ・先生に意見や文句を言える日にする。
- ・子ども委員がビデオレターを作って、学校で放送する。
- ・マスコットキャラクターを作る。(公募など)
- ・子どもの権利に関するメッセージ入りりんごを作る。
- ・「子どもの権利条約」のうたを作る。
- ・着ぐるみを作り、風船を配る。
- ・子どもの権利に関する歌を作り、有名人とコラボしてインターネット動画で配信する。
- ・有名人による講演や映画の作成など。
- ・ゆるキャラとタイアップする。
- ・花火をあげる。
- ・子どもの夢がわかるようなコーナーを作って大人に見てもらう。
- ・子どもの権利に関する演劇、スタンプラリーなどのイベントを行う。
- ・イベント開催をお知らせするポスターのデザインを公募する。
- ・お祭りを開いて、小中学生にはアスパムのエネルギー館のような歩いて見ながら覚えることができるようなコーナーを作って、その後にクイズ大会をする。幼児には遊具で遊んでもらい、その間に親に権利について学んでもらう。
- ・テレビでクイズ形式の番組を放送する。(高校生クイズ的なクイズ大会)
- ・CMを流す。
- ・宣伝カーの活用。
- ・「子どもの権利の日」を青森市だけの祝日にする。
- ・電車やバスがその日だけ無料になる。
- ・いつも以上に市長が一生懸命働く日にする。
- ・実際に権利が守られていない人たちと話をする。

3つ目のテーマは、「子どもの権利の侵害に関する相談・救済制度」についてです。

「子どもの権利条例」に盛り込もうと考えているものの1つに、いじめや虐待、体罰などによって悩み苦しんでいる子どもたちを救済するための新たな仕組みというものがあります。

具体的な制度設計はこれから進めていく予定としていますが、今回、子ども委員の皆さんには、この相談・救済制度を気軽に使えるような、親しみを持てる名称を考えてもらいました。

さらに、実際にその相談場所をどこに作ればいいかについても考えてもらいました。



子ども委員が考えた意見内容

<相談・救済制度の名称について>

- ・それいけ！人権マン
- ・権利の権ちゃん
- ・助け隊
- ・心の休憩所
- ・話聞久象君（はなしきくぞうくん）
- ・心のトイレ
- ・こども(K)しあわせ(S)委員会(I) (K S I)
- ・おいでおいで
- ・こいへこいへ
- ・みんなのお家
- ・北の国から
- ・青森の母（または父）
- ・公募する

<相談場所について>

- ・市民図書館
- ・市民センター
- ・総合福祉センター
- ・しあわせプラザ
- ・元気プラザ
- ・アウガ
- ・アスパム
- ・学校の相談室（週に1回など定期的に）
- ・保健室（保健室の先生が講習を受けてカウンセラーになる）
- ・ゲームセンター
- ・レンタルビデオ屋
- ・カフェ店の隣
- ・コンビニ
- ・公衆電話のような感じ
- ・電話で待ち合わせ
- ・家庭訪問

<このほか、相談・救済制度に望むこと>

- ・メールでも相談できるようにする
- ・相談相手を選ぶことができること
- ・悩んでいる人と年齢が近い人（同年代）と話ができるようにする
- ・悩んでいる人同士が交流できる場をつくる
- ・相談員に子どもを入れる（子どもによる委員会のような組織を作って、放課後などに定期的に活動する）

今回、子ども委員の皆さんに考えてもらった意見は、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の皆さんにお伝えし、今後、具体的な内容を考えていく際の検討材料として活用していきます。